

電子契約の導入に伴う契約方法の申し出について

北海道警察では、令和6年4月以降、制限付一般競争入札等を行う案件から電子契約が可能となります。

道の電子契約は、落札者（又は決定者）の「希望制」としており、落札者等の決定後、速やかに契約手続を行うため、北海道警察本部が発注する全ての工事及び委託業務につきましては、次のとおり入札書（又は見積書）の提出日に「契約に関する申出書」を提出していただくことになりますので、入札参加者及び見積書提出者の皆様の御理解と御協力をお願いします。

記

1 「契約に関する申出書」の様式について

別紙1、別紙1－②及び別紙1－③のとおり

または北海道建設部建設政策局建設管理課のHPに掲載しています。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/166234.html>

参加する案件ごとに必要となりますので、印字若しくはダウンロードの上、発注機関や開札日別に整理、保管されるようお願いします。

2 申出書の提出時期及び提出方法について

	電子入札システム	紙入札 (電子入札案件への紙参加の場合を含む)
提出時期	入札金額（又は見積金額）の送信時	入札書（又は見積書）提出時 (＝開札日)
提出方法	電子入札システムの「 電子契約用資料 」に「契約に関する申出書」を添付	「契約に関する申出書」へ必要事項を記載し開札日に持参し、落札者等となった場合に担当者に提出

3 留意事項

- (1) 電子入札システムの画面上の「電子契約用資料」から「契約に関する申出書」の添付が可能です。
- (2) 「契約に関する申出書」の添付がない場合や添付場所が相違している場合でも、入札書（又は見積書）が無効になることはありませんが、速やかに契約方法を確認し、契約手続を行う必要があることから添付漏れ等がないよう、入札金額等の送信前に、今一度御確認をお願いします。
- (3) 工事の落札者等が提出した「契約に関する申出書」において、電子契約を希望した場合、電子契約を承諾したものとみなす取扱となります。

「契約に関する申出書」の提出について、不明な点等ございましたら、下記問い合わせ先へお問い合わせください。

お問い合わせ先 〒060-8520

札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部施設課契約係

電話 011-251-0110（内線2302～2305）